

次で報告した

「労働協約（労働法）」は、労働者及び労働組合の利益を保護し、労働協約の締結を促進し、労働協約の履行を確保することを目的とする。労働協約は、労働者と労働組合の間で締結され、労働者の労働条件、賃金、福利厚生、労働時間、労働安全衛生等に関する事項を定める。労働協約は、労働者の権利を保護し、労働組合の活動を促進し、労働市場の安定と発展に寄与する。労働協約の締結は、労働者と労働組合の間で平等な交渉を通じて行われ、労働協約の内容は、労働者の利益を十分に保護し、労働組合の活動を十分に促進し、労働市場の安定と発展に寄与するものである。

出た。労働協約は、労働者と労働組合の間で締結され、労働者の労働条件、賃金、福利厚生、労働時間、労働安全衛生等に関する事項を定める。労働協約は、労働者の権利を保護し、労働組合の活動を促進し、労働市場の安定と発展に寄与する。労働協約の締結は、労働者と労働組合の間で平等な交渉を通じて行われ、労働協約の内容は、労働者の利益を十分に保護し、労働組合の活動を十分に促進し、労働市場の安定と発展に寄与するものである。

財団法人協調會大阪支所

◎「中央委員會報告」審査委員會報告

該報告ヲ第一日目ニアツタ様ニ首イタノハ、我者ノ誤解デ労働組合運動並ニ一般情勢ニ關スル報告ノ討論後該報告ガアツタ

◎日程第二 運動方針大綱 中央委員會提出

説明者 中 村 義 明

日程ノ關係ガアルカラ簡單ニ説明シタイト前提シ議案ニ基キ大體討論由ニ説明ヲ加ヘタ後與付副議長ハ該案ノ質問討論ハ明日ニノパス言ヲ述ベタ

◎議事委員會報告（齋藤委員長）

日程第三綱領改正ニ關スル決議案ハ日程第四八時間労働制確立ニ關スル決議案ノ可決ヲ見タ上審議スル方方便宜ト思フカラ前後ニ振りカヘタイ同産業別懇親會ハ明日十日大會終了後之ヲ開催スルトニ決定シタト報告シタ